



## いかなる経済活動が「環境的に持続可能 (environmentally sustainable)」なのか？

### — 欧州タクソミー規則について 総論編 —

執筆者: 紺野 博靖、大槻 由昭

2020年6月18日、欧州議会はサステナブルファイナンスに関する新しい規則(REGULATION (EU) 2020/852 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 18 June 2020 on the establishment of a framework to facilitate sustainable investment, and amending Regulation (EU) 2019/2088<sup>1</sup>)を採択した<sup>2</sup>。この規則は、どのような経済活動が「環境的に持続可能 (environmentally sustainable)」と認定されるかに関するルール体系を形成している。本ニューズレターでは、この規則を「**欧州タクソミー規則**」と呼ぶこととする。

気候変動問題に対する世界的な関心の中で、ある経済活動が「環境的に持続可能 (environmentally sustainable)」と認定されるか否かの区別が、様々な場面で意味を持つてくる。今後、様々な法域 (jurisdiction)においてそのルール作りが進められる可能性もある。欧州タクソミー規則は、その一例を先行的に示すものと言える。

そこで、本ニューズレターでは、まず、総論的に、どのような経済活動が「環境的に持続可能 (environmentally sustainable)」と認定されるかに関するルール体系を形成する欧州タクソミー規則の概要を説明することとする。

## 第1 「環境的に持続可能 (environmentally sustainable)」と認められるための4要件の1つ目

欧州タクソミー規則第3条は、ある経済活動が「環境的に持続可能 (environmentally sustainable)」と認めら得るための4要件

<sup>1</sup> [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?toc=OJ%3AL%3A2020%3A198%3ATOC&uri=uriserv%3AOJ.L\\_2020.198.01.0013.01.ENG](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?toc=OJ%3AL%3A2020%3A198%3ATOC&uri=uriserv%3AOJ.L_2020.198.01.0013.01.ENG)

<sup>2</sup> <https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20200615IPR81229/green-finance-parliament-adopts-criteria-for-sustainable-investments>

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

を定める。

その 1 つ目は、同第 9 条に定める 6 つの「環境目標 (environmental objectives)」の少なくとも 1 つに対する「実質的な貢献 (substantial contribution)」が認められることである。

同条は、以下の 6 つの「環境目標 (environmental objectives)」を定める。

- ① 気候変動の軽減 (climate change mitigation)
- ② 気候変動への適応 (climate change adaptation)
- ③ 海洋資源の持続可能な使用および保護 (sustainable use and protection of water and marine resources)
- ④ 循環型経済への移行 (transition to a circular economy)
- ⑤ 汚染の予防および管理 (pollution prevention and control)
- ⑥ 生物多様性および生態系の保護および復元 (protection and restoration of biodiversity and ecosystems)

上記 6 つの「環境目標 (environmental objectives)」のうち少なくとも一つに「実質的に貢献する (contribute substantially)」ことが、当該経済活動が「環境的に持続可能 (environmentally sustainable)」と認定されるための 1 つ目の要件となる。

それぞれの「環境目標 (environmental objectives)」について、ある経済活動がどのような場合に「実質的に貢献する (contribute substantially)」と言えるかに関して、欧州タクソミー規則は、第 10 条から第 15 条に規定を設けている。

まず、同第 10 条は、経済活動が「気候変動の軽減 (climate change mitigation)」に「実質的に貢献する」と認定されるための要件を、同第 11 条は、経済活動が「気候変動の適応 (climate change adaptation)」に「実質的に貢献する」と認定されるための要件を、同第 12 条は、経済活動が「海洋資源の持続可能な使用および保護 (sustainable use and protection of water and marine resources)」に「実質的に貢献する」と認定されるための要件を、同第 13 条は、経済活動が「循環型経済への移行 (transition to a circular economy)」に「実質的に貢献する」と認定されるための要件を、同第 14 条は、経済活動が「汚染の予防および管理 (pollution prevention and control)」に「実質的に貢献する」と認定されるための要件を、同第 15 条は、経済活動が「生物多様性および生態系の保護および復元 (protection and restoration of biodiversity and ecosystems)」に「実質的に貢献する」と認定されるための要件を、それぞれ定めている。これらの詳細は今後のニュースレターに掲載する各論編で説明する。

また、同第 16 条本文は、個々の経済活動がそれぞれ関連していることを踏まえ、元々ある経済活動 (仮に「A 活動」という)が、それ自体は同第 9 条に定める 6 つの「環境目標 (environmental objectives)」のいずれにも実質的に貢献するものでなかったとしても、他の経済活動 (仮に「B 活動」という)が同条に定める「環境目標 (environmental objectives)」のいずれかに対して実質的な貢献になるよう直接的に作用するならば、当該経済活動(A 活動)が「環境目標 (environmental objectives)」に実質的に貢献するものと認められる旨を定めている。ただし、同第 16 条但書きは、当該経済活動(A 活動)が、環境上の長期的な目標を害するような資産の拘束(lock-in of assets)に繋がるような経済活動ではなく、かつ実質的でポジティブな環境的効果(positive environmental impact)を有している場合でなければならないと定めている。

## 第 2 「環境的に持続可能 (environmentally sustainable)」と認められるための 4 要件の 2 つ目

ある経済活動が「環境的に持続可能 (environmentally sustainable)」と認めら得るための 4 要件の 2 つ目は、当該経済活動が、欧州タクソミー規則第 9 条に定める 6 つの「環境目標 (environmental objectives)」のいずれをも「重大に損なわない (not significantly harm)」ことである。

例えば、ある経済活動が「気候変動の適応 (climate change adaptation)」という「環境目標 (environmental object)」に「実質的に貢献する」と認定されたとしても、他方で、当該経済活動が、「循環型経済への移行 (transition to a circular economy)」を重大に損

なう場合には、当該経済活動は「環境的に持続可能 (environmentally sustainable)」とは認められないことになる。

どのような場合に経済活動が「環境目標 (environmental object)」を「重大に損なう (significantly harm)」こととなるかについては、大要、同第 17 条が次のように定めている。

- (1) ある経済活動が温室効果ガスの多量排出 (significant greenhouse gas emissions) に繋がる場合には、「環境目標 (environmental object)」である「気候変動の軽減 (climate change mitigation)」を「重大に損なう (significantly harm)」ことになるとする。
- (2) ある経済活動が、現在および予測される将来の気候による当該経済活動自体、人々、自然または財産への悪影響 (adverse impact of the current climate) の増大に繋がる場合には、「環境目標 (environmental object)」である「気候変動の適応 (climate change adaptation)」を「重大に損なう (significantly harm)」ことになるとする。
- (3) 「環境目標 (environmental object)」である「海洋資源の持続可能な使用および保護 (sustainable use and protection of water and marine resources)」については、ある経済活動が、①水域の良好な状態または水域が有する良質な生態学的潜在能力 (good status or the good ecological potential of bodies of water) にとって有害であるか、または②海洋の良好な環境状態にとって有害である場合には、「海洋資源の持続可能な使用および保護 (sustainable use and protection of water and marine resources)」を「重大に損なう (significantly harm)」ことになるとする。
- (4) 「環境目標 (environmental object)」である「循環型経済への移行 (transition to a circular economy)」については、①ある経済活動が、素材の利用若しくは製品のライフサイクルの各段階における非再生可能エネルギー資源、原料、水および土地の直接間接の利用における大きな非効率 (significant inefficiencies in the use of materials) に繋がる場合、②ある経済活動が、廃棄物の発生、焼却または処分などの大きな増加 (significant increase in the generation, incineration or disposal of waste) に繋がる場合、または③廃棄物の長期的な処分が環境への重大かつ長期的な害 (significant and long-term harm to the environment) を起こす可能性がある場合には、「環境目標 (environmental object)」である「循環型経済への移行 (transition to a circular economy)」を「重大に損なう (significantly harm)」ことになるとする。
- (5) 当該経済活動が開始される前と比較した場合に、当該経済活動によって、大気、海または陸地へ排出される汚染物質の大きな増加 (significant increase in the emissions of pollutants) に繋がる場合には、「環境目標 (environmental object)」である「汚染の予防および管理 (pollution prevention and control)」を「重大に損なう (significantly harm)」ことになるとする。
- (6) 最後に、「環境目標 (environmental object)」である「生物多様性および生態系の保護および復元 (protection and restoration of biodiversity and ecosystems)」については、ある経済活動が、①良好な生態系の状態および弾力性に大きく有害 (significantly detrimental to the good condition and resilience of ecosystems) であるか、または②生息地および種の保全状況に有害 (detrimental to the conservation status of habitats and species) である場合には、これを「重大に損なう (significantly harm)」ことになるとしている。

ある経済活動が、いずれかの「環境目標 (environmental object)」に「実質的に貢献する (contribute substantially)」ことだけを志向するのでは足りず、他の「環境目標 (environmental object)」を「重大に損なう (significantly harm)」ことにならないか留意しなければならないところに、「環境的に持続可能 (environmentally sustainable)」と認定されることの難しさが認められる。

### 第 3 「環境的に持続可能 (environmentally sustainable)」と認められるための 4 要件の 3 つ目

ある経済活動が「環境的に持続可能 (environmentally sustainable)」と認めら得るための 4 要件の 3 つ目は、当該経済活動が、欧州タクソミー規則第 18 条に定められた「最低限のセーフガード (minimum safeguards)」を遵守して遂行されることである。

そして、「最低限のセーフガード (minimum safeguards)」を定める同第 18 条は、その意味を、経済活動を遂行する企業によって①「OECD 多国籍企業行動指針 (OECD Guidelines for Multinational Enterprises)」との整合性、および②「労働に関する基本原則・権利および国際人権法案に関する国際労働機関の宣言 (Declaration of the International Labour Organization on Fundamental Principles and Rights at Work and the International Bill of Human Rights)」を踏む、「国連の事業人権指針原則 (UN Guiding Principles on Business and Human Rights)」との整合性を確保するために履践される手続き、と定める。仮に、欧州タクソミー規

則第 3 条が定める他の 3 つの要件を満たしていたとしても、上記①②の国際的な指針が求める手続きを遵守していなければ当該経済活動は「環境的に持続可能 (environmentally sustainable)」と認められないことになる。

## 第 4 「環境的に持続可能 (environmentally sustainable)」と認められるための 4 要件の 4 つ目

そして、欧州タクソミー規則第 3 条が定める 4 要件の最後は、当該経済活動が、欧州委員会によって策定された「技術審査基準 (technical screening criteria)」を遵守することである。

同第 10 条第 3 項は「気候変動の軽減 (climate change mitigation)」に関し、同第 11 条第 3 項は「気候変動の適応 (climate change adaptation)」に関し、同第 12 条第 2 項は「海洋資源の持続可能な使用および保護 (sustainable use and protection of water and marine resources)」、同第 13 条第 2 項は「循環型経済への移行 (transition to a circular economy)」、同 14 条第 2 項は「汚染の予防および管理 (pollution prevention and control)」に関し、および同 15 条第 2 項は「生物多様性および生態系の保護および復元 (protection and restoration of biodiversity and ecosystems)」に関し、それぞれ、欧州委員会に対して、特定の経済活動が当該「環境目標 (environmental objective)」に「実質的に貢献している (contributing substantially)」と認定されるための条件を決める「技術審査基準 (technical screening criteria)」の制定義務と、かかる「技術審査基準 (technical screening criteria)」が制定された経済活動が、関連する各「環境目標 (environmental objective)」について、そのいずれかを「重大に損なう (significant harm)」ことになるか否かを決める「技術審査基準 (technical screening criteria)」の制定義務を課している。

この 4 つ目の要件は、同第 3 条の 1 つ目の要件である「環境目標 (environmental objectives)」に対する「実質的な貢献 (substantial contribution)」が認められることの補完、および 2 つ目の要件である「環境目標 (environmental objectives)」を「重大に損なわない (not significantly harm)」ことの補完のため、それぞれに必要な下位ルールの制定権限を欧州委員会に授権し、ルールの基本部分の安定性と詳細部分の柔軟性のバランスを確保するための立法技術と言える。そして、欧州委員会に与えられた授権の範囲および欧州委員会による「技術審査基準 (technical screening criteria)」の制定手続きについては同第 23 条が定めている。

## おわりに

本ニューズレターでは、欧州タクソミー規則第 3 条が定める経済活動が「環境的に持続可能 (environmentally sustainable)」と認められるための 4 要件を軸として、欧州タクソミー規則の体系を総論的に説明した。

今後のニューズレターでは、各論として、経済活動が各「環境目的 (environmental objective)」に「実質的に貢献している (contributing substantially)」と認定されるための要件を定める同第 10 条から第 15 条のそれぞれを順次説明していくこととする。



この ひろやす  
紺野 博靖

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士  
[h\\_konno@jurists.co.jp](mailto:h_konno@jurists.co.jp)

2007年 ニューヨーク州弁護士登録。日本エネルギー経済研究所「エネルギーと法研究会」委員(2014年～)。共著「エネルギー法実務要説」(商事法務、2018年6月)、共著「エネルギー産業の法・政策・実務」(弘文堂、2019年3月)。気候変動問題に関するニューズレターとして、紺野・勝部「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言と資源企業の開示 - BHP Annual Report 2017のガバナンスの開示を例に-」(2018年1月)、紺野・勝部「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言と資源企業の開示(2)- シェブロン気候変動レジリエンス報告書における開示を例に -」(2018年4月)、紺野「TCFD提言による気候関連情報の「財務情報化」に向けた法的課題」(2019年4月)、紺野「TCFD提言による気候関連情報の「財務情報化」に向けた法的課題(2)」(2019年5月)がある。その他、紺野「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言に沿った「機会」の情報開示の重要性 カーボンリサイクルを支えるグリーン投資を促進するために」(法と経済のジャーナル2020年4月)等。



おおつき よしあき  
大槻 由昭

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[y\\_otsuki@jurists.co.jp](mailto:y_otsuki@jurists.co.jp)

2004年 東京大学法学部卒業、同年 当事務所入所、2011年 南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2012年 ニューヨーク州弁護士登録。2015-2017年 独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構)出向、2012-2014年 日本製鉄株式会社 法務部 出向、2012年 香港のウー・クワン・リー・アンド・ロー法律事務所、2011-2012年 ロンドンのノートン・ローズ法律事務所。近時の著書:「エネルギー法実務要説」(商事法務、2018年6月)、「M&A法大全(下)」[全訂版](商事法務、2019年1月)、「エネルギー産業の法・政策・実務」(弘文堂、2019年3月)(いずれも共著)等。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124  
Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200  
E-mail: [info@jurists.co.jp](mailto:info@jurists.co.jp) URL: <https://www.jurists.co.jp>